

**保険金の支払時に限定支払条項を適用しなかった保険会社の代位の範囲**

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和7年7月4日

【事件番号】 令和5年(受)第1838号

【事件名】 損害賠償、求償権請求事件

【裁判結果】 上告棄却

【参照法令】 保険法25条、民法717条1項・722条2項

【掲載誌】 民集79巻5号2155頁、判タ1537号27頁、裁時1867号1頁、  
自保ジャーナル2191号1頁

◆ LEX/DB 文献番号 25574415

上智大学教授 深澤泰弘

**事実の概要**

X(原告・控訴人・上诉人)は、平成30年5月に、訴外Aが使用者として登録されている普通乗用自動車を運転して、Y株式会社(被告・被控訴人・被上诉人)が所有管理する駐車場に進入した際に路面の陥没に右前輪が入り込み、その衝撃により腰椎椎間板ヘルニア等の傷害を負った(以下「本件事故」という)。Xには当該陥没の発見が遅れた過失があり、Xの過失割合は2割である。また、Xには、本件事故の前から、第5腰椎と第1仙椎の間の椎間板の変性が生じており、上記腰椎椎間板ヘルニアは、当該変性に本件事故による外力が加わったことにより生じたものである。

Aは、本件事故当時、訴外B保険会社との間で、人身傷害(以下「人傷」という)条項のある普通保険約款(以下「本件約款」という)が適用される自動車保険契約を締結しており、Xは人傷条項に係る被保険者であった。本件約款中の人傷条項には、次のような定めがあった。

(1) Bは、日本国内において、自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害に対し、人身傷害保険金を支払う。

(2) 被保険者が上記傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、上記傷害が重大になった場合には、Bは、その影響がなかったときに相当する金額を支払う(以下「本件限定支払条項」という)。

Xは、令和2年1月までに、Bから本件約款

中の人傷条項に基づき、人傷保険金として666万3789円の支払を受けた。なお、本件限定支払条項の適用はなされていない。その後、Xは損害賠償請求訴訟を、Bは求償権請求訴訟を、Yに対して提起し、両訴訟は併合され、Xの素因減額とBの代位取得の範囲等について争われた。

第一審(仙台地判令4・4・21LEX/DB25624916)は素因減額を否定したが、控訴審(仙台高判令5・6・13LEX/DB25624917)は素因減額を認め、人傷保険金は素因減額された損害額に対して支払われたものと認められ、また、過失相殺前の損害額を填補するものであるから、Xの過失相殺前の損害に対して支払われたものであるとし、人傷保険金の額と過失相殺後の損害額との合計額から、過失相殺前の損害額を控除した残額の範囲で、BはXのYに対する損害賠償請求権を代位取得すると判示した。X上告。

**判決の要旨**

「人身傷害保険金は、被保険者の既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を除いた損害を填補する趣旨・目的の下で支払われるものであるといえることができる。したがって、上記人身傷害条項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、上記疾患をしんしゃくし、その額を減額する場合において、上記疾患が本件限定支払条項にいう既存

の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に支払われた人身傷害保険金は、上記疾患による影響に係る部分を除いた損害を填補するものと解すべきである。」「上記疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と上記の減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。このことは、訴外保険会社が人身傷害保険金の支払に際し、本件限定支払条項に基づく減額をしたか否かによって左右されるものではない。」

なお、林道晴裁判官の補足意見がある。

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、人傷保険の保険会社（以下「人傷社」という。）が被保険者に対し本件限定支払条項の適用なしに人傷保険金を支払った場合であっても、被害者である被保険者が加害者に対して提起した損害賠償請求訴訟において、被保険者の事故前の疾患の存在により素因減額が認められ、当該疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たると判断されたときは、人傷社は支払った人傷保険金の額と素因減額後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として、被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する旨を判示したものである。本判決は、後述する従来の下級審裁判例で争いのあった論点について、最高裁判所として初めて判断を下した点で重要な意義を有する<sup>1)</sup>。

### 二 素因減額

本件で問題となっている素因減額とは、賠償義務者による加害行為により損害が発生したところ、被害者の素因（一般的に、病気や障害を被りやすい素質、既往症・疾病、年齢や事故等による器質的変化や機能障害といったもの<sup>2)</sup>）がその損害の発生又は拡大に寄与する場合、賠償義務者に発生又は拡大した損害の全額を賠償させるのは公平ではないことから、民法722条を類推適用して、損害が拡大した被害者の素因を考慮し損害の拡大に寄与した度合いに応じて賠償義務者に損害を賠償さ

せるというものである<sup>3)</sup>。被害者の素因としては、①心因的素因と体質的素因とがあり、体質的素因はさらに②疾患と③身体的特徴に分けることができる<sup>4)</sup>。このうち、判例は、①心因的素因と②疾患に関しては、それらの影響により損害が発生又は拡大した場合に、賠償義務者が負う損害額からその影響を斟酌すべきであると判断している<sup>5)</sup>。本件は、被疑者の既存の疾患といった身体的素因について素因減額が認められた事例である。

### 三 人傷保険と限定支払条項

人傷保険とは、被保険者が自動車事故により身体に傷害を被った場合に、保険契約で定める人傷条項損害額基準により算定される損害額（人傷基準損害額）に基づいて保険金を支払うものであり、傷害損害保険契約であると解されている<sup>6)</sup>。この保険により被害者である被保険者は、加害者に賠償請求をしなくても保険金の支払を受けることができ、また加害者に対する賠償請求では過失相殺が認められる場合でも、それに対応する減額がされずに保険金の支払を受けることができる<sup>7)</sup>。ただし、人傷保険を含む傷害保険には、通常、本件のような限定支払条項が設けられている。限定支払条項は、保険事故との間に相当因果関係の認められない身体障害・疾病等の影響により、後遺障害の程度がより重大になったと評価できる場合には、当該事由を考慮せずに損害額を算定するものである<sup>8)</sup>。傷害保険は傷害に対する保護の提供を目的とすることから、当該条項により疾病の影響がある場合を一定の範囲において保険保護の対象から除外することを意図したものであり、疾病保険において保険金支払の対象になるべきものが傷害保険に取り込まれることの防止を図ったものである<sup>9)</sup>。

また、人傷保険では、保険者の請求権代位（保険法25条）が認められており、保険者が被保険者に人傷保険金を支払った場合、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を保険者は代位取得することができる。ただし、保険者の代位取得する範囲について、最判平24・2・20民集66巻2号742頁<sup>10)</sup>では、保険者は、支払った保険金額と被保険者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が民法上認められる過失相殺前の損害額（裁判基準損害額）を上回る場合に限り、その上回る部分

に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得するものと解されている。被保険者が提起した加害者に対する損害賠償請求訴訟において素因減額が認められた場合、全体の損害額から素因減額がなされ、その後その額に過失相殺がなされるため<sup>11)</sup>、この「民法上認められる過失相殺前の損害額」とは、①素因減額前の損害額なのか、それとも②素因減額後、過失相殺前の損害額なのかで争いとなる。両者を比べると、①の損害額の方が大きくなるので、保険者の代位の範囲は狭くなり、被保険者側が多くの損害賠償請求金額を取得する可能性は高くなる<sup>12)</sup>。そこで、被保険者は①を主張し、人傷社は②を主張するため、争いが生じていた。

#### 四 裁判例と学説

##### 1 従来の下級審裁判例

従来の下級審裁判例では、被害者である被保険者が提起した訴訟において、加害者に対する損害賠償請求額に素因減額が認められた場合には、人傷保険金の素因減額部分への優先充当を認めないとするものが多かった<sup>13)</sup>。他方で、人傷保険金が素因減額部分に優先的に充当されることを認めた事例として、大阪地判平25・10・3自保ジャーナル1918号158頁があるが、同事例には、人傷社と被保険者との間で、人傷保険金を素因減額部分に充当する旨の個別合意がなされていたという特別な事情があった。これに対して、広島高判令3・1・29自保ジャーナル2089号11頁<sup>14)</sup>では、個別同意がなかったにもかかわらず、人傷社が代位取得する「被保険者等の取得した債権の額から、保険金が支払われてない損害の額を差し引いた額」は、保険金請求権者の過失の有無、割合にかかわらず、保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額を確保することができるように解すべきであり、訴訟上、素因減額がされたとしても、少なくとも保険金支払の際に、限定支払条項を適用することなく算定された保険金が支払われた事案における代位の場面においては、被害者が素因減額前の損害額を確保できるように解するのが相当であると判示している。

##### 2 学説

本判決と同様に、素因減額部分への優先充当を否定する立場は、①人傷保険は疾病リスクを除外するために過失相殺と素因減額を分けて扱うこと

になっており、このような観点から限定支払条項が挿入されているのであるから、その文言上において素因減額と過失相殺を同様に扱うことは解釈論として無理があること<sup>15)</sup>、②人傷保険においては、過失相殺とは異なり、素因減額分については支払保険金額に算入されるものではないこと<sup>16)</sup>等をその理由として示す。

これに対して、素因減額部分への優先充当を肯定する立場も存在する。例えば、前掲最判平24・2・20の調査官解説は、「約款に素因減額の分についての限定支払条項があったとしても……、代位の場面では、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらずでん補するものという人傷保険の趣旨・目的に照らし、本判決の示した法理が適用されてよいと思われる」といった見解を示す<sup>17)</sup>。また、保険金の支払の段階で限定支払条項を提供しなかったということは、保険者としては、既存の疾病や障害が被保険者の傷害の程度に影響しなかったと判断したにもかかわらず、後の訴訟の段階で素因減額が認められたからといってその利益を享受することは信義に反するという見解もある<sup>18)</sup>。さらに、人傷保険の趣旨や目的、保険契約者保護の観点から、そもそも限定支払条項の存在や適用自体に疑問を示す見解もある<sup>19)</sup>。

#### 五 検討

人傷保険を含む傷害保険は、傷害リスクを保険担保の対象とし、疾病リスクを一切除外する観点から、限定支払条項により、既存の障害又は疾病によって拡大された損害については保険金の対象外となることを明確に規定している。したがって、加害者に対する損害賠償額の減額の対象となる素因がこれに当てはまるのであれば<sup>20)</sup>、そもそも素因減額部分の損害については人傷保険金で填補する対象ではない（そのような部分にまで人傷保険金で担保する趣旨・目的の保険ではない<sup>21)</sup>）。したがって、素因減額と過失相殺が別のものであると考える限り<sup>22)</sup>、過失相殺分についてのみ支払の対象とし、素因減額分を対象にしないといった商品設計には何の問題もない。

また、支払時に限定支払条項の適用がなかった場合、後の請求権代位の段階で限定支払条項の存在から素因減額部分の優先充当を否定することが信義則等に反し妥当ではないとの指摘もあるが、そもそも限定支払条項に含まれる既存の疾患や障

害により拡大された損害は保険の担保範囲外であり、これを取得することは被保険者にとって不当に利得していることになるのであるから、請求権代位の段階でその分を調整すること自体に大きな問題があるとは思えない<sup>23)</sup>。確かに、限定支払条項が認められる場面であれば、支払の段階で適用される方が良いかもしれないが、それを常に人傷社に求めることは酷であるし、むしろ望ましいことではない。というのも、保険金の支払の段階で人傷社が限定支払条項の適用をしなかった場合には、後の請求権代位の段階で素因減額された部分（かつ限定支払条項に含まれる部分）の支払充当を拒むことができない（請求権代位の範囲に含まれない）となるのでは、保険金の支払に際して限定支払条項に含まれる部分があるか否かを調査しなければならず、保険金の支払において従来よりも確実に時間と労力を必要とすることになる<sup>24)</sup>。これは簡易・迅速な保険金の支払を阻害することになり、人傷保険の利点を奪うことになる。

したがって、以上の点から、人傷社が支払の段階で限定支払条項を適用しなかったとしても、訴訟の段階で素因減額が認められ、当該素因が限定支払条項の適用範囲に含まれる場合は、素因減額部分における優先充当を否定する旨の判断をした本判決は妥当であるといえる。

●—注

- 1) 本判決については、浅井弘章「本件判批」銀法 929 号 (2025 年) 64 頁、西内康人「本件判批」有斐閣 ONLINE ロージャーナル L2507703 (2025 年)、古谷貴之「本件判批」法教 542 号 (2025 年) 14 頁、山下典孝「本件判批」WLJ 判例コラム 360 号 (2025 年) 1 頁以下 (以下「山下①」という。)、同「本件判批」ジュリ 1620 号 (2026 年) 84 頁以下 (以下「山下②」という。) 参照。
- 2) 窪田充見「判批」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第 9 版〕』(有斐閣、2023 年) 196 頁参照。
- 3) 素因減額については、窪田・前掲注 2) 197 頁の参考文献参照。
- 4) 佐野誠「人身傷害保険における疾病の扱い—サード・パーティ型制度との比較から—」保雑 630 号 (2015 年) 238 頁では、これに④加齢も加え、②疾患と③身体的特徴のいずれに該当するかにより減額の可否が判断されると指摘する。
- 5) 心因的素因については、最判昭 63・4・21 民集 42 巻 4 号 243 頁、疾患については、最判平 4・6・25 民集 46 巻 4 号 400 頁参照。なお、身体的特徴については、最判平 8・10・29 民集 50 巻 9 号 2474 頁参照。

- 6) 山下友信『保険法(下)』(有斐閣、2022 年) 418 頁。
- 7) 山下・前掲注 6) 418 頁。
- 8) 佐野誠＝山下典孝＝遠山聡編著『自動車保険約款コメントール I』(保険毎日新聞社、2025 年) 164 頁 [木村健登]。
- 9) 山下友信＝永沢徹編著『論点体系保険法 1〔第 2 版〕』(第一法規、2022 年) 421 頁 [南出行生]。
- 10) 当該判決については、榎本光宏「判解」曹時 66 巻 6 号 (2014 年) 1562 頁以下等参照。
- 11) 西内・前掲注 1) 参照。
- 12) 西内・前掲注 1)。
- 13) 大阪地判平 24・9・19 交民集 45 巻 5 号 1164 頁。同判決については、肥塚肇雄「判批」損保研究 76 巻 4 号 (2015 年) 401 頁以下、甘利公人「判批」新美育文＝山本豊＝古笛恵子編『交通事故判例百選〔第 5 版〕』(有斐閣、2017 年) 222 頁以下参照。また、大阪地判平 25・11・21 交民集 46 巻 6 号 1479 頁、神戸地判平 26・12・22 交民集 47 巻 6 号 1593 頁、仙台高判平 29・11・24 自保ジャーナル 2022 号 1 頁、広島地判令 2・6・26 自保ジャーナル 2089 号 20 頁、大阪地判令 5・3・28 自保ジャーナル 2152 号 67 頁。
- 14) 同判決については、原弘明「判批」損保研究 84 巻 3 号 (2022 年) 101 頁以下参照。
- 15) 甘利・前掲注 13) 223 頁。
- 16) 山下・前掲注 6) 418 頁。
- 17) 榎本・前掲注 10) 261 頁注 7。
- 18) 佐野・前掲注 4) 244 頁。原・前掲注 14) 114 頁も、支払の段階で人傷社が限定支払条項を適用しなかった以上、素因減額部分は既に填補されていると指摘する。
- 19) 新美育文「人身傷害補償保険によって填補される『損害』とは」(公財)交通事故紛争処理センター編『交通事故紛争処理の法理』(ぎょうせい、2014 年) 579 頁以下、藤村和夫「人身傷害保険と素因減額」五十嵐敬喜＝近江幸治＝棚澤能生『民事法学の歴史と未来』(成文堂、2014 年) 97 頁、肥塚・前掲注 13) 423 頁参照。
- 20) 素因減額が認められたとしても、それが常に限定支払条項の適用対象になるとは限らない。肥塚・前掲注 13) 422 頁、山下②・前掲注 1) 90 頁。ただし、同 90 頁注 29 は、多くのケースでは一致すると指摘する。
- 21) 肥塚・前掲注 13) 423 頁は、素因減額部分の損害の額も含めて保険契約に基づき支払われるとすれば、それは保険契約者の支払った保険料の額との均衡が維持できないのではないかと指摘する。
- 22) 同様の取扱いをすべきだと指摘するものとして、藤村・前掲注 19) 97 頁参照。これに対し、両者の違いを明確に説明するものとして、西内・前掲注 1) 参照。
- 23) 山下②・前掲注 1) 89 頁は、約款の読替規定の趣旨を重視する。さらに、素因減額が認められ、限定支払条項に該当しても、既払いの保険金の一部につき不当利得返還請求は認められないと指摘する。同 90 頁。
- 24) 山下②・前掲注 1) 89 頁参照。